

災害時要援護者サポーターに 登録しませんか？

災害が発生したときには、二次的避難所である福祉避難所に避難した
災害時要援護者（自力での避難が難しい高齢者等をいいます。）の避難生活を支援する
人材の不足が予想されます。そこで、大垣市では、福祉避難所で施設関係者等と協力して
サポートしていただける支援協力者（サポーター）を募集しています！



災害時 要援護者 サポーター 制度とは

福祉避難所で、災害時要援護者（避難行動要支援者）が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるよう、サポートが可能な支援協力者を増やしていく制度です。サポーターとしてあらかじめ登録し、福祉避難所の施設関係者等と協力することにより、災害時の支援を行います。

福祉避難所 とは

高齢者、障がい者など一般的な避難所では生活に支障をきたす人のために、何らかの特別な配慮がされた避難所です。一般的には二次的避難所として位置付けられ、市と覚書を締結した高齢者施設などが福祉避難所に指定されています。

避難生活のサポート

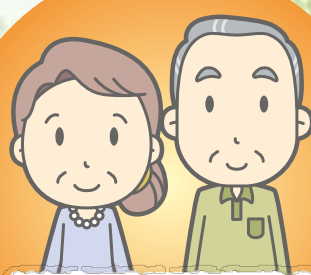
（避難所運営のアシスト、被災者のニーズヒアリング等）

協力



施設関係者等

※福祉避難所は、市と覚書を締結している社会福祉施設に開設されます



災害時要援護者

サポーター として登録が できる方

サポーター登録の対象は、①大垣市内に在住する満18歳以上の方（学生可）で、②災害発生時に福祉避難所に避難した災害時要援護者の避難生活のサポートをすることができる方です。

※福祉避難所の施設関係者等に対し、サポートをする上で必要な個人情報を提供し、災害時の支援に役立てます。

サポーター登録をするには？

災害時要援護者サポーターへの登録には、福祉避難所でサポートを行うため、氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、職業等の情報を登録してもらいます。

サポーター登録申込書に上記の事項をご記入の上、郵送またはファクスにて、下記のお問い合わせ先にご提出ください。

留意事項

災害時要援護者サポート制度は、サポーターによる任意の協力であり、必ずサポートしなければならないものではありません。また、サポーターは、災害時要援護者に対する避難生活のサポートに関して、その責任を負うものではありません。

お問い合わせ

大垣市 健康福祉部 社会福祉課 総務グループ

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 代表 (0584) 81-4111 内線 2472・2473 直通(0584) 47-7256

災害時要援護者サポーター 登録申込書

申込日: 年 月 日

氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
住所	〒 ー				
連絡先	(自宅電話)	(携帯電話)	(電子メールアドレス) ※サポート情報などをメールで配信しますので、ご記入をお願いします。		
職業等	☐ 自営業 ☐ 会社員 ☐ 学 生 ☐ その他 ()				
資格等	☐ あ る (ある場合は、その名称) ☐ な い				
ボランティア経験	☐ あ る (ある場合は、その内容) ☐ な い				

※本書の記載事項が、福祉避難所の施設関係者等や災害時要援護者に提供されることに同意します。

氏 名

※地域における避難支援等のサポートに必要な個人情報を福祉避難所の施設関係者等に提供し、災害時の支援に役立てます。また、登録いただいた個人情報は、災害時要援護者をサポートする目的以外に使用することはありません。